

新

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

メニュー	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率	
			区分	採択基準		
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原本供給計画参画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）	間伐材の生産	「略」	「略」	「略」
		関連条件整備活動等	「略」	「略」	「略」	「略」
	2 路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原本安定供給計画の原本生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	「略」	「略」	「略」
		関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となるもの。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	「略」
		森林作業道整備	「略」	「略」	「略」	「略」
		関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（森林作業道整備と一体的に実施）	森林作業道整備に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	「略」
	「削除」		「削除」	「削除」	「削除」	「削除」
			「削除」	「削除」	「削除」	「削除」
			「削除」	「削除」	「削除」	「削除」
			「削除」	「削除」	「削除」	「削除」
		「削除」	「削除」	「削除」	「削除」	
		「削除」	「削除」	「削除」	「削除」	

旧

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

メニュー	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率	
			区分	採択基準		
01 供給力・体質強化	1 間伐材生産	県が作成する供給力・体質強化計画に明記された「原本供給計画参画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）	間伐材の生産	「略」	「略」	「略」
		関連条件整備活動等	「略」	「略」	「略」	「略」
	2 路網の整備	県が作成する供給力・体質強化計画に明記された「原本供給計画の間伐生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	「略」	「略」	「略」
		関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となるもの。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	「略」
		森林作業道整備	「略」	「略」	「略」	「略」
		関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（森林作業道整備と一体的に実施）	森林作業道整備に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	「略」
	3 造林		人工造林	植替え、補栽及び苗木運搬	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	定額単価638,000円/haに、「高知県造林事業査定要領」に基づき算定した間接費（千円未満切捨て）を加算した額以内
			下刈り	下刈り	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	定額単価75,000円/haに「高知県造林事業査定要領」に基づき算定した間接費（千円未満切捨て）を加算した額以内
			関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	人工造林又は下刈りに着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。

新					旧								
02 循環成長	1 間伐材生産	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去（侵入竹を含む。）不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）支障木、あばれ木等の伐倒造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け費、その他附帯施設整備	1 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	02 成長産業化	1 間伐材生産	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去（侵入竹を含む。）不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）支障木、あばれ木等の伐倒造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け費、その他附帯施設整備	1 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。
			関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。				関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。ただし、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。				森林作業道整備	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。ただし、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			鳥獣被害対策防止施設等の整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（千円未満切捨て）により算出した額以内。	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（千円未満切捨て）により算出した額以内。				鳥獣被害対策防止施設等の整備	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（千円未満切捨て）により算出した額以内。	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（千円未満切捨て）により算出した額以内。
	2 路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道（規格相当）整備」に準ずる。	1 知事が別に定める生産基盤強化区域又は市長村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施策区域内において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐等が計画されていること。 2 林業専用道（規格相当） ア 知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすことが難しい場合には、知事に協議すること。 イ 建設事業者の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道（規格相当）整備」に準ずる。		2 路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「林業専用道（規格相当）整備」に準ずる。	1 知事が別に定める生産基盤強化区域又は市長村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施策区域内において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐等が計画されていること。 2 林業専用道（規格相当） ア 知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすことが難しい場合には、知事に協議すること。 イ 建設事業者の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「林業専用道（規格相当）整備」に準ずる。

新						旧						
				<p>関連条件整備</p> <p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。</p>				<p>関連条件整備</p> <p>本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。</p>
			<p>森林作業道整備</p> <p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。</p>				<p>森林作業道整備</p> <p>本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。</p>	
			<p>関連条件整備</p> <p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。</p>				<p>関連条件整備</p> <p>本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。</p>	
	3 低コスト再造林対策	市町村 森林整備法人等及び選定経営体	一貫作業システム	<p>主伐との一貫作業による人工造林(末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。))の実施に要する経費(地植え、植栽及び苗木運搬)</p>	<p>1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合(当該届出を要しない場合を含む。)には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。</p> <p>2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。</p> <p>3 集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。</p> <p>4 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。</p> <p>5 過去5年以内に同一施行地において関連補助事業による間伐等を実施していないこと。</p> <p>6 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。</p> <p>7 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。</p>	<p>実行経費の3分の2(最大85万円/ha)に、「高知県造林事業審査要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。</p> <p>ただし、実行経費が1ヘクタールあたりの標準単価上限1,276,000円を超える場合、2分の1(千円未満切捨て)上限638,000円/ha(間接費除く。)とする。</p>	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	

新				旧						
		<p>低コスト造林</p> <p>大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林の実施に要する経費（肥料等、苗木運搬及び植栽）</p>	<p>1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合（当該届出を要しない場合を含む。）には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。</p> <p>2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするより劣ること。</p> <p>3 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。</p> <p>4 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。</p> <p>5 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び6において対象としている樹種（経済的に期待できないものを除く。）とする。</p> <p>6 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。</p>	<p>実行経費の3分の2（最大578,000円/ha）に、「富知県森林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額（千円未満切捨て）</p> <p>ただし、実行経費が1ヘクタールあたりの標準単価上限867,000円を超える場合、2分の1（千円未満切捨て）上限433,000円/ha（間接費除く）とする。</p>			「新設」	「新設」	「新設」	「新設」

新				旧				
	下刈り	下刈り	<p>本書の「01 体質強化・非粉削減」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準じ、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。</p>	<p>実行経費の3分の2（上限117,000円/ha）に「高知県森林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額（千円未満切捨て）。</p> <p>同一施行地における3回までの下刈りを条件とする。</p>	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」
	機械器具の整備	<p>①苗木運搬用のドローンや駆動（滑車等の耐風機械器具含む）。</p> <p>②植栽に要するディンプルや電動植穴機。</p> <p>③下刈りに要する機械器具（刈払機を除く）。</p> <p>④走行抑管理用のドローン（ソフトウェア等の付属機械含む）。</p>	<p>本書の「02 循環成長」、「3 低コスト再造林対策」の一貫作業システム、低コスト造林及び下刈りの実施に必要な機械器具の整備に要する経費（購入又は賃借料、それらの運送料等）。</p>	<p>補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。</p> <p>補助率が実行経費の3分の2の場合、上限666,000円（千円未満切捨て）。</p> <p>補助率が2分の1の場合、上限50万円（千円未満切捨て）。</p>	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」
	関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	<p>本書の「01 体質強化・非粉削減」、「1 間伐材の生産」の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。</p> <p>補助率が実行経費の3分の2の場合、上限24,600円/ha（千円未満切捨て）。</p> <p>補助率が2分の1の場合、上限18,500円/ha（千円未満切捨て）。</p>	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」

新						旧						
				<p>森林作業道整備</p> <p>本書の「0」 体質強化・花粉削減、「1」 間伐材生産の「関連条件整備活動等」に準ずる。ただし、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。</p>	<p>補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。</p> <p>補助率が実行経費の3分の2の場合、上限2,600円/㎡（千円未満切捨て）。</p> <p>補助率が2分の1の場合、上限2,000円/㎡（千円未満切捨て）。</p>					「新設」	「新設」	「新設」
				<p>鳥獣害対策防止施設等の整備</p> <p>本書の「0」 体質強化・花粉削減、「2」 路網の整備の「関連条件整備」に準ずる。</p>	<p>補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。</p> <p>補助率が実行経費の3分の2の場合、別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の3分の2（千円未満切捨て）により算出した額以内。</p> <p>補助率が実行経費の2分の1の場合、別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（千円未満切捨て）により算出した額以内。</p>					「新設」	「新設」	「新設」
<p>※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。</p>						<p>※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。</p>						
別表第2 「略」						別表第2 「略」						

新

別表第3(第5条関係)

施設等	転用制限基準	
	転用制限期間	交付金返還範囲内容
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	「略」
	2 路網の整備	「略」
	「削除」	「削除」
	「削除」	「削除」
3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備		本表の「01 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
02 循環成長	1 間伐材生産	本表の「01 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年
	2 路網の整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の1に準ずる。 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年
	3 低コスト再造林対策	本表の「01 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年 本表の「01 供給力・体質強化」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。

旧

別表第3(第5条関係)

施設等	転用制限基準	
	転用制限期間	交付金返還範囲内容
01 供給力・体質強化	1 間伐材生産	「略」
	2 路網の整備	「略」
	3 造林	1 当該林地又は当該施設について、その全部が転用されたとき(事業実施箇所を売り渡し、譲渡し、賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。)又は事業実施箇所の全部の地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。) _____部 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年 2 当該林地又は当該施設について、その一部が転用されたとき(事業実施箇所を売り渡し、譲渡し、賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。)又は事業実施箇所の一部の地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。) _____部
「新設」	「新設」	
「新設」		「新設」
		「新設」
02 成長産業化	1 間伐材生産	本表の「01 供給力・体質強化」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年
	2 路網の整備	本表の「01 供給力・体質強化」の「2 路網の整備」の1に準ずる。 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年
	「新設」	「新設」
	「新設」	「新設」

新

旧

付表

上限事業費	0 2 循環成長
	1 低コスト再造林対策
	(ア) 森林の調査等
	1 路線につき・・・・・・・・・・1ヘクタール当たり37,000円
	※間接費を除く
(イ) 森林作業道	
1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円	
※間接費を除く	

別表第4 「略」

「新設」

「新設」	「新設」
------	------

別表第4 「略」

新						旧							
別記						別記							
第1号様式1-1 「略」						第1号様式1-1 「略」							
第1号様式1-2						第1号様式1-2							
1 事業の目的						1 事業の目的							
2 事業の内容及び経費の配分						2 事業の内容及び経費の配分							
(1) 総括						(1) 総括							
事業区分 (メニュー)及び 事業種目		総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考	事業区分 (メニュー)及び 事業種目		総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
			県補助金	市町村費	その他					県補助金	市町村費	その他	
			(A)	(B)	(C)					(A)	(B)	(C)	
01 <u>体質強化・花粉削減</u>	1 間伐材生産	円	円	円	円	01 <u>供給力・体質強化</u>	1 間伐材生産	円	円	円	円		
	「略」						「略」						
	2 路網の整備						2 路網の整備						
	「略」						「略」						
	<u>「削除」</u>						<u>3 造林</u>						
	<u>「削除」</u>						<u>人工造林</u>						
	<u>「削除」</u>						<u>下刈り</u>						
	<u>「削除」</u>						<u>関連条件整備 (森林調査等)</u>						
	<u>「削除」</u>						<u>関連条件整備 (森林作業道整備)</u>						
	<u>「削除」</u>						<u>関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)</u>						
	<u>「削除」</u>						<u>(計)</u>						
	<u>3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備</u>						<u>「新設」</u>						
	<u>林業専用道 (規格相当)整備</u>						<u>「新設」</u>						
	<u>関連条件整備</u>						<u>「新設」</u>						
	<u>森林作業道整備</u>						<u>「新設」</u>						
<u>関連条件整備</u>					<u>「新設」</u>								
<u>(計)</u>					<u>「新設」</u>								

新							旧						
02 循環成長	1 間伐材生産						02 成長産業化	1 間伐材生産					
	「略」							「略」					
	2 路網の整備							2 路網の整備					
	「略」							「略」					
	3 低コスト再造林対策							「新設」					
	一貫作業							「新設」					
	低コスト造林							「新設」					
	下刈り							「新設」					
	機械器具の整備							「新設」					
	関連条件整備 (森林調査等)							「新設」					
	関連条件整備 (森林作業道整備)							「新設」					
	関連条件整備 (鳥獣害防止施設等整備)							「新設」					
	(計)							(計)					
(総計)						(総計)							
(注) 「略」							(注) 「略」						

新

第1号様式1-3

(2) 事業計画

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考	
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 (予定) 年月日	完成 (予定) 年月日		
														円
01 池田地区・宮田地区	1 間伐材生産	(計)					円							
	2 路網の整備	「略」												
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
02 滝原地区	1 間伐材生産	「略」												
	2 路網の整備	「略」												
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													

(注) 「略」

1号様式1-4 「略」

別紙2～別紙3 「略」

旧

第1号様式1-3

(2) 事業計画

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考	
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 (予定) 年月日	完成 (予定) 年月日		
														円
01 池田地区・宮田地区	1 間伐材生産	(計)					円							
	2 路網の整備	「略」												
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
02 滝原地区	1 間伐材生産	「略」												
	2 路網の整備	「略」												
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													
	「新設」													

(注) 「略」

1号様式1-4 「略」

別紙2～別紙3 「略」

新

(2) 事業実績																
事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考			
								県補助金	市町村費	その他	着手	完成				
								(A)	(B)	(C)	年月日	年月日				
01 施設力・体質強 化	1 間伐材生産	「略」					円	円	円	円						
	2 路網の整備	「略」														
	3 施設 「新設」															
	4 木質人工林立 寄の位置(お)の 部の整備	林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)														
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)														
		(計)														
02 施設強化	1 間伐材生産	「略」														
	2 路網の整備	「略」														
	3 施設 「新設」															

(注) 1 間伐材生産については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。
 2 「施行箇所名」欄は、路網の整備については、路線名を記入してください。
 3 該当のメニュー以外に著載してください。

旧

(2) 事業実績																
事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考			
								県補助金	市町村費	その他	着手	完成				
								(A)	(B)	(C)	年月日	年月日				
01 施設力・体質強 化	1 間伐材生産	「略」						円	円	円						
	2 路網の整備	「略」														
	3 施設 「人工林社」															
	4 木質人工林立 寄の位置(お)の 部の整備	林業専用道 (規格相当)整備 (関連条件整備を含む。)														
		森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)														
		(計)														
02 施設強化	1 間伐材生産	「略」														
	2 路網の整備	「略」														
	3 施設 「新設」															

(注) 1 間伐材生産については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。
 2 「施行箇所名」欄は、路網の整備については、路線名を記入してください。
 3 該当のメニュー以外に著載してください。

(3) 収支精算

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 領 県補助金額	差 引 き 県 補 助 金 未 受 領 (返 還) 額
0 1 法曹強化・ 法政育成	「略」					
0 2 産糧成長						
1 間伐材生産						
「略」						
2 路網の整備						
「略」						
3 低コスト再造林対策						
――費控室						
低コスト造林						
正列り						
機械器具の整備						
――開道条件整備						
――開道準備費						
――開道条件整備						
――(最終作業準備)						
開道条件整備						
――(最終寄附止施設等整備)						
計						

注 「略」

4 添付書類

(1)～(3) 「略」

(4) 別紙5 低コスト再造林対策事業費積算書

別記第6号様式 「略」

別記第7号様式 「略」

(3) 収支精算

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 領 県補助金額	差 引 き 県 補 助 金 未 受 領 (返 還) 額
0 1 供給力・体 質強化	「略」					
0 2 成長産業化						
1 間伐材生産						
「略」						
2 路網の整備						
「略」						
「新設」						
「新設」						
「新設」						
「新設」						
「新設」						
「新設」						
「新設」						
「新設」						
「新設」						
計						

注 「略」

4 添付書類

(1)～(3) 「略」

(4) 別紙5 資源高度利用型施策事業費積算書

別記第6号様式 「略」

別記第7号様式 「略」

新							旧						
別記 第8号様式1 「略」 第8号様式2 令和 年度 事業変更計画書 1 事業の内容及び経費の配分 (1) 総括 (上段:全体、中段:年度内、下段:繰越し)							別記 第8号様式1 「略」 第8号様式2 令和 年度 事業変更計画書 1 事業の内容及び経費の配分 (1) 総括 (上段:全体、中段:年度内、下段:繰越し)						
区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考	区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考		
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)				県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)			
事業費	01 体育強化・正 統加速					01 施設力・体育 強化							
	1 間伐材生産					1 間伐材生産							
	「略」					「略」							
	2 路網の整備					2 路網の整備							
	「略」					「略」							
	「削除」					3 造林							
	「削除」					人工造林							
	「削除」					下刈り							
	「削除」					関連条件整備 (森林調査)							
	「削除」					関連条件整備 (森林作業道整備)							
	「削除」					関連条件整備 (鳥獣被害防止施設整備)							
	「削除」					小計							
	3 大工人工体伝授拠点区域 における路網の整備					「新設」							
	「事業費削減 (関係団体)整備 (関連条件整備を含む。)					「新設」							
	「森林作業道整備 (関連条件整備を含む。)					「新設」							
小計					「新設」								

事業費	0.2 苗圃成林						
	1 間伐材生産	「略」					
	2 路網の整備	「略」					
	① 低コスト両用林対策						
	② 普作業						
	低コスト両用林						
	正刈り						
	機械器具の整備						
	間伐条件整備 (森林調査等)						
	間伐条件整備 (森林作業道整備)						
	間伐条件整備 (鳥獣害防止施設等整備)						
	小計						
	計						

注 「略」

第8号様式3 「略」

第8号様式4 「略」

事業費	0.2 成林産業化						
	1 間伐材生産	「略」					
	2 路網の整備	「略」					
	「新設」						
	「新設」						
	「新設」						
	「新設」						
	「新設」						
	「新設」						
	「新設」						
計							

注 「略」

第8号様式3 「略」

第8号様式4 「略」

7. 附属

0.1 経営体制・労働関係 ① 4人下付労働者の区域における労働の態様 (単位: m、円)

事業実施主体	事業種目	跡継者	林小使	全職員	関係役員	単価	事業費(実行経費)	補助金の交付額	備考
林業専攻道 (林業専攻道)	林業専攻道								
	林業専攻道								
	小計								
	森林再生事業費								
小計									
小計									
合計									

(注) 1 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した事業実施区 (5,000分の1の森林計画図) を添えてください。

0.2 森林計画 1 間伐材生産

事業実施主体	番号	森林の所在地			森林所有者	森林の現況			間伐材の流通				備考	
		市町村	大字	地名		面積 (ha)	樹種	立木密度 (株/ha)	間伐材種	木・材種	C材	B材		D材
林業専攻道 (林業専攻道)														
小計														
森林再生事業費														
小計														
合計														

0.2 森林計画 2 間伐材整備

事業実施主体	事業種目	跡継者	林小使	全職員	関係役員	単価	事業費(実行経費)	補助金の交付額	備考
林業専攻道 (林業専攻道)	林業専攻道								
	林業専攻道								
	小計								
	森林再生事業費								
小計									
合計									

(注) 1 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した事業実施区 (5,000分の1の森林計画図) を添えてください。

0.3 森林計画 ① 林業計画

事業実施主体	番号	森林の所在地			森林所有者	森林の現況			間伐材の流通				備考	
		市町村	大字	地名		面積 (ha)	樹種	立木密度 (株/ha)	間伐材種	木・材種	C材	B材		D材
林業専攻道 (林業専攻道)														
小計														
森林再生事業費														
小計														
合計														

(注) 1 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した事業実施区 (5,000分の1の森林計画図) を添えてください。

3 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

4 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

5 苗木の種類は番号、トン数で記入してください。

6 間伐材の流通率は、1割に「間伐材の種類、寸法」を併記してください。

7 チップ等換算率は、2とします (1トン当たり1.2m³)。

0.1 森林計画 ① 林業計画

事業実施主体	番号	森林の所在地			森林所有者	森林の現況			間伐材の流通				備考	
		市町村	大字	地名		面積 (ha)	樹種	立木密度 (株/ha)	間伐材種	木・材種	C材	B材		D材
林業専攻道 (林業専攻道)														
小計														
森林再生事業費														
小計														
合計														

(注) 1 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した事業実施区 (5,000分の1の森林計画図) を添えてください。

3 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

4 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

5 苗木の種類は番号、トン数で記入してください。

6 間伐材の流通率は、1割に「間伐材の種類、寸法」を併記してください。

7 チップ等換算率は、2とします (1トン当たり1.2m³)。

0.2 森林計画 ① 間伐材生産

事業実施主体	番号	森林の所在地			森林所有者	森林の現況			間伐材の流通				備考	
		市町村	大字	地名		面積 (ha)	樹種	立木密度 (株/ha)	間伐材種	木・材種	C材	B材		D材
林業専攻道 (林業専攻道)														
小計														
森林再生事業費														
小計														
合計														

0.2 森林計画 ② 間伐材整備

事業実施主体	事業種目	跡継者	林小使	全職員	関係役員	単価	事業費(実行経費)	補助金の交付額	備考
林業専攻道 (林業専攻道)	林業専攻道								
	林業専攻道								
	小計								
	森林再生事業費								
小計									
合計									

(注) 1 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した事業実施区 (5,000分の1の森林計画図) を添えてください。

0.3 森林計画 ① 林業計画

事業実施主体	番号	森林の所在地			森林所有者	森林の現況			間伐材の流通				備考	
		市町村	大字	地名		面積 (ha)	樹種	立木密度 (株/ha)	間伐材種	木・材種	C材	B材		D材
林業専攻道 (林業専攻道)														
小計														
森林再生事業費														
小計														
合計														

(注) 1 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した事業実施区 (5,000分の1の森林計画図) を添えてください。

3 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

4 事業種目別毎の金額ごとに記入してください。

5 苗木の種類は番号、トン数で記入してください。

6 間伐材の流通率は、1割に「間伐材の種類、寸法」を併記してください。

7 チップ等換算率は、2とします (1トン当たり1.2m³)。

別紙5

低コスト再造林対策事業費積算書

1. 実行経費

(1) 集材 単位: m3、円

①集材経費		② ①のうち末木枝条分	
a事業量	①事業費 (実行経費)	b事業量	②事業費 (実行経費)

(ア) 枝条等の重量(t)による事業量については、容量(m3、少数以下切捨て整数止め)に換算して算出してください。

(イ) (ア)により算出する容量は、少数以下切捨てにより整数止めとしてください。

(ウ) ②の事業費は①×b/a(円未満切捨て)により算出してください。

(2) 地植え・再造林 単位: ha、円

a事業量 (面積)	事業費 (実行経費)	施 業 区 分				単価区分
		地植え	樹種	苗木種	植栽本数 ha当たり植 栽本数	

(ア) 事業量は植え付け面積を記載してください。

(イ) 施業区分の地植えは地植えの有りなしを記載してください。

(ウ) 施業区分の樹種は、植栽する苗木の樹種を記載してください。

(エ) 施業区分の苗木種は、普通苗、コンテナ苗の別を記載してください。

(オ) 施業区分の植栽本数は、上段に全植栽本数、下段にha当たりの植栽本数を記載してください。

(カ) 施業区分の単価区分は、上段に消費税区分(受託、請負、本則課税)、下段に高知県造林事業査定要領の7間接費等により算出される間接費率を記載してください。

(3) 関連条件整備(鳥獣害対策防止施設) 単位: m、ha、円

a事業量 (延長、面積)	事業費 (実行経費)	施 業 区 分			単価区分
		ネット		チェーン	
		ネット区分	支柱間隔	設置本数 ha当たり設 置本数	

(ア) 事業量欄は、ネットは設置延長を、チェーンは設置面積を記載してください。

(イ) 施業区分のネットのネット区分欄は下記4区分から記載してください。

A: 補助ネット一体型、高さ1.8m～2.0m未満、網目100mm以下

B: 補助ネット一体型、高さ2.0m以上、網目100mm以下

C: 補助ネット分離型、高さ1.8m～2.0m未満、網目100mm以下

D: 補助ネット分離型、高さ2.0m以上、網目100mm以下

(ウ) 施業区分のネットの支柱間隔欄は、3m以下、3m超～4m以下、4m超から記載してください。

(エ) 施業区分のチェーンの設置本数は、上段に設置本数計を、下段にha当たりの設置本数1,500本/ha以上2000本/ha未満、2000本以上を記載してください。

(オ) 施業区分の単価区分は、上段に消費税区分(受託、請負、本則課税)、下段に高知県造林事業査定要領の7間接費等により算出される間接費率を記載してください。

2. 事業費、補助金(相当)額集計 単位: 円

区分	集材(末木枝条)	地植え・再造林	関連条件整備 (鳥獣害対策防止 施設)	計
事業費(実行経費)				
補助金(相当)額				

(ア) 補助金(相当)額の集材(末木枝条)、地植え・再造林の内訳は実行経費より案分して記載してください。

「新設」